

彈正台と太政官との互彈關係に関する覚書

北 康 宏

一、はじめに

本稿は、彈正台の有する多様な職掌のなかで、特に太政官との互彈關係とその糺彈の場に焦点を当てて基礎的事実の整理を試みるとともに、いくつかの憶測を提示しようとする覚書である。ただし、残された史料は少なく、仮説に留まらざるをえない。

早くこの問題を扱った石尾芳久氏は、日本の彈正台が中国皇帝直轄の強力な官司監察機能を有する御史台に範を得たものであるにもかかわらず、その権能が大きく制限されている事実を明らかにし、實質的には四位以下の官人の非違を太政官に彈訴するという権限に留まっていたと結論付けている⁽¹⁾。このイメージは近年の武光誠氏の、令に規定された彈正台による不正の摘発はほとんど行われなかった、官僚監視機構は十分に機能しなかった、という主張にまで引き継がれている⁽²⁾。ここにも日本古代の天皇権力の虚弱性が現われていると説明されてきたのである。

こうした見方は今日でも通説をなしており、大筋では事実であろう。ただ、日唐制度の比較から抽出された枠組みを前提とすることによって、ややもすれば彈正台固有の特徴が捨象されかねないし、官人との一般的な關係を指摘す

るにとどまってしまう。天皇権力と太政官との関係が中国の皇帝権力の国制上の位置づけと大きく異なることは古くから指摘されてきたのだから、この結論も当然の結果だといえる。むしろ問題は、弾正台と太政官との関係の具体的な様相である。

本稿では『延喜式』の弾正台式におさめられた両者の互弾規定の成立過程を段階的に追うことで、互弾関係の枠組み、糺弾対象と弾の場、「争」が発生した時の手続きなどの基礎的事実を確認し、弾正台の固有の性格を抽出するための基礎としたい。

二、弾正台と太政官との互弾関係とその変遷

延喜弾正台式には、前半に弾正台そのものに関する基本条文が、後半に糺弾の対象となる具体的事例と判断に関する条文が配列されている。ここでは前者を取り上げることになるが、一つ一つの式文を分析してみると、読みにくい未整理な規定が散見する。これは単に法令が杜撰であるからではなく、規定そのものの歴史的な重層性が投影されているからである。この点を整理しておくことは、弾正台式の検討にとつても、それに先行する弾例の研究にとつても、不可欠な作業であるはずだが、これまでの諸研究ではほとんど行われてこなかった。それは最初から両者の互弾関係が実効性のないものとみなされる傾向があったからであろう。

さて、弾正台の弾は、延喜弾正台式¹に、

凡台弾^レ人者、詞容端嚴、依^レ理糺弾。其受^レ弾者、敬^レ慎容止^一、恭聲称唯、乃陳^レ所^レ問、違者復弾。

とあるように端嚴たるべきものであった。また同式2に、

凡台札彈不_レ当者、即有_二得彈之官_一、其台彈不_レ論_二合不_一、慎須_レ受_レ彈。

と規定されているように、その決がたとえ不当な内容であつても一たんは礼々しくそれを受けなければならなつた。

太政官との關係については、彈正台式3に、

凡彈正不_レ得_レ彈_二太政大臣_一、太政大臣得_レ彈_二彈正_一。其左右大臣與_二彈正_一、若有_二非違_一者、各得_二互彈_一。

とあるように、太政大臣以外のすべての官人を彈ずることができると規定されている。ここではその実効性の議論は暫く措いて、互彈關係の内的論理を抽出・理解するところから始めたい。

まず延喜彈正台式4に注目しよう。

凡彈_二親王及左右大臣_一者、弼已上在_二台座_一、而遣_二忠一人於_二堂上_一彈之。諸王諸臣三位已上及參議者、就_二其前座_一彈之、預仰_二諸司令_レ設座。四位已下不_レ問_二王臣_一皆喚_二其身於_レ台彈之。五位已上設_レ座。其被_レ彈人者、起_レ座称唯、彈竟之後、亦起称唯。若不_レ起者、亦彈之。

親王や左右大臣を彈ずる場合には、尹もしくは弼が台の座（西第二堂）に着き、忠一人を「堂上」（東第一堂）に遣

して行われる。諸王・諸臣の三位以上・参議を弾ずる場合は、あらかじめ諸所に設置させておいた前座に忠一人が着いて弾ずる。四位以下は、王臣を問わずみな弾正台の方に呼びつけて弾ずることになるが、五位以上の者には特に座を設ける。被弾者は糺弾の開始と終了時点で起立して称唯して威儀を正す必要があった。

ここで注目したいのは、「親王および左右大臣」と「諸王・諸臣三位以上および参議」の糺弾作法がほぼ同じであるにもかかわらず敢えて分けて立項され、「於堂上_二弾之」と「就其前座_二弾之」という不均衡な規定となっている点である。後者に対して「前座に就いて弾ず」と付記していることから前者には座が設けられないことが漸くわかるという記述構造も、かなり不均衡の感を否めない。また弾正台式5に別途、大納言以下は第二堂で弾を受けなければならぬという追加規定が存在する点も未整理に思われる。

このような現象が起った原因はどこにあるのだろうか。以下、『延喜式』にいたる規定の変遷を段階的にトレースすることでその原因を解明したい。

まず、奈良時代天平年間の制度を復元しよう。職員令2太政官条の「左大臣、掌……。弾正_レ糺不当者、兼得_レ弾之」に『令集解』所引「古記」は以下のような説明を加えている。

古記云、得_レ弾_二弾正糺不当者_一。太政大臣者、得_レ弾_二弾正及左右大臣_一。弾正者互相弾之。唯不_レ得_レ弾_二太政大臣_一也。太政官者、召_二弾正_一弾之。弾正者、就_レ官_二弾_一之也……。

養老令の「弾正糺不当者、兼得_レ弾之」の部分が大宝令では「得_レ弾_二弾正糺不当者_一」となっていたことも知られるが、この条文に対して左右大臣と弾正台とは互いに糺弾しあう関係にあると説明を加えている。そのうえで「太政官

は弾正を召して弾じ、弾正は官に就いて弾ずる」と解説する。ここでは「弾正台と太政官の互弾関係」を「弾正台と左右大臣」という内実のもとで説明している点にも注目しておきたい。

また、職員令58弾正台条「彈奏内外非違」に付された「古記」には、

古記云、……。糺正非違者、親王及三位以上者、遣大忠以下巡察以上、就座昇廳糺彈。以下、皆於台追

糺正。但五位以上聽席。若彈問有争者、三位以上、追家令等問定。事猶不明、遣大忠以下巡察以上問定。

とあって、親王・三位以上の非違を糺正する場合には、大忠以下巡察以上を遣して「座に就き、廳に昇り」糺彈することになっており、四位以下の者は、台において追つて糺正する（但し五位以上には席を聽す）ことになっていた。

延喜彈正台式4につながる内容ではあるが、ここでは大粹で太政官（左右大臣）との互弾関係が定められ、糺彈対象については「親王および太政官構成員たる三位以上」と「それ以下」に分けられ、それぞれに対応する二通りの作法が定められている。ここから、「諸王・諸臣の三位以上」「參議」を「親王と左右大臣」の作法から分離したのが二次的なことであつたことがわかる。

なお、三位以上を弾ずる使者が、「古記」では「大忠以下巡察以上」、「彈例」では「忠若巡察等一人」、「弘仁式」では「忠若巡察一人」とあるにもかかわらず、『延喜式』で「忠一人」と修正されている点については、すでに川尻秋生氏が寛平八年（八九六）の巡察彈正の廃止（『類聚三代格』寛平八年九月七日官符、弘仁四年（八一三）六月十三日官符）をうけたものと説明している。従うべき見解であろう。

次に注目したいのは、この段階までの史料に限つてみると弾正台が太政官を糺彈する場の説明が明瞭ではないとい

う事実である。前者では単に「官に就いて」とあるにすぎず、後者でも「座に就き、廳に昇り」とあるのみである。四位以下についてはすべて弾正台において「追つて」糺正するという。この「官」「廳」を太政官廳とみるべきか、朝堂の東第一堂とみるべきか、また「座に就き廳に昇り」をどういう意味かについても明瞭ではない。

この事実を踏まえて、『延喜式』に至るまでの史料を年代順に追つてみよう。職員令2太政官条の左大臣の項に付された集解「伴説」では、

伴云、大納言以上有「非違」者、彈正得「召問」也。与「古記」違。可「求」也。

とされており、「古記」ともそれ以外の諸説とも大きく異なる点が気になるが、『政事要略』卷六十一糺彈雜事に引く『弘仁式』逸文では、

式云、彈「親王及左右大臣」者、弼以上在「台座」、而遣「忠若巡察一人於「堂上」」彈之。

とあって、太政官内部での「親王・左右大臣」の作法分化が確認され、明確に「堂上」と記されるようになっていく。「親王・三位以上（太政官）」の弾が一元的に把握されていたのが、『弘仁式』段階になって「親王・左右大臣」と「諸王・諸臣の三位以上（及び参議）」へと細分され、これが『延喜式』制へと受け継がれるのである。

ここで実質上問題となっているのは大納言の位置づけである。令外官である中納言と参議の扱いもあわせて整備されるはずだが、三位以上の規定からの分離の直接の契機は大納言の扱いにあったといえる。この分化には、弾正台と

太政官の互弾関係という論理と、朝堂における座の論理という二つの要素が複雑に絡まりあっている。

この『弘仁式』規定の成立過程を考える重要な手掛かりになるのが、職員令58彈正台条に付された「令釈」（延暦年間前半の成立）の記事である。

釈云、……凡彈親王・諸王諸臣三位已上及參議者、就其前座彈之。弼以上官、在台座、而遣忠若巡察等一人、就其前座而彈之。其座、臨事預仰所司設焉。被彈人者、初下座稱唯。若不_レ下者、亦彈之。彈竟之後、亦下稱唯。其彈親王及左右大臣者、跪於_レ殿上彈之。不_レ得_レ設座。若台座无弼已上官者、待弼以上彈之。其四位以下、不_レ問王臣、皆喚於台彈之。五位已上、設座。其被_レ彈人、下座稱唯、同上。若座无弼以上官者、不_レ得_レ輒彈五位已上。自余彈事、具見彈例。

ここにみえる作法は結果的に『弘仁式』とほぼ一致するが、より本源的な姿を残している。「自余の彈事、具に彈例に見ゆ」とあることに加えて、「讚記」も式のより詳細な作法は彈例にあると言っているから、すでに指摘されているようにこれ自体も彈例の逸文である可能性が高い⁽³⁾。先の『政事要略』所引の『弘仁式』の規定はこの彈例の一部を整理して作られたものであろう。

ここで注目したいのは、文章構成からみて「其れ親王及び左右大臣を彈ずるは、殿上に跪きて彈ぜよ。座を設くることを得ず」の部分割注のごとき位置を占めていること、言い換えれば二次的に挿入された要素となっていることである。この部分を取り去って読むと、「三位以上の彈」と「四位以下の彈」という「古記」以来の二つの枠組みからなる自然な構成となる。それぞれに対して、被彈者の作法を記し、弼以上が座にいない場合に、弼以上の着座を待

つこと、五位以上についてはたやすく断じてはならないことを説明として加えている構造である。

I 凡_レ彈_二親王・諸王諸臣三位已上及參議_一者、就_二其前座_一彈之。

* 弼以上官、在_二台座_一、而遣_二忠若巡察等一人_一、就_二其前座_一而彈之。其座、臨_レ事預仰_二所司_一設_レ焉。

① 被_レ彈人者、初下_レ座称唯。若不_レ下者、亦彈之。彈竟之後、亦下称唯。

② 台座无_二弼已上官者_一、待_二弼以上_一彈之。

II 其四位以下、不_レ問_二王臣_一、皆喚_二於台_一彈之。

* 五位已上、設_レ座。

① 其被_レ彈人、下_レ座称唯、同_レ上。

② 若座无_二弼以上官者_一、不_レ得_二輒彈_二五位已上_一。

こうした規定に対して「親王及左右大臣」の枠を二次的に挿入した結果、最初の三位以上全体の括りで「前座に就きて」と書きながら、挿入部では親王・左右大臣の前では「座を設くること得ざれ」と記してしまうような不統一が生じたのである。「座を設ける層と設けない層」という区分を設けて修正を加えているのであるが、同一規定の中で「座」の概念に一貫性がない。

ゆえに、三位以上の弾に作法の細分をおこなった時点は、この文章が挿入された時点とほぼ等しいと見てよい。すなわち「令釈」所引の弾例において既に如上の修正が加えられていることから、延暦年間にはこの区分が成立していたといえよう。

以上より、当逸文は「改正彈例」であり、「旧彈例」はこの挿入部分を持たない天平十年の「古記」の枠組みを継承したものであったと推定される⁽⁴⁾。川尻秋生氏は彈正台条に付されたこれらの「古記」「令釈」の文について、後者を彈例逸文、前者をその趣意文と推定していた⁽⁵⁾。それに対して佐藤全敏氏は、それぞれが「旧彈例」と延暦十一年（七九二）施行「新彈例」の逸文にあたる可能性を指摘した⁽⁶⁾。しかし、「令釈」所引の彈例逸文自体のなかに二層が確認されるわけだから、「令釈」所引の文が新彈例であることは認められるにせよ、「古記」所引の文は旧彈例そのものではなく、「親王及左右大臣……」規定の部分や新たな追加と目される参議の部分などを削除した文として旧彈例を復元すべきであろう。

（旧彈例復元案）

凡彈_二親王・諸王諸臣三位已上_一者、就_二其前座_一彈之。弼以上官、在_二台座_一、而遣_二忠若巡察等一人_一、就_二其前座_一而彈之。其座、臨_レ事預仰_二所司_一設_上焉。被_レ彈人者、初_レ下座称唯。若不_レ下者、亦彈之。彈竟之後、亦下称唯。若台座无_二弼已上官_一者、待_二弼以上_一彈之。其四位以下、不_レ問_二王臣_一、皆喚_二於台_一彈之。五位已上、設_レ座。其被_レ彈人、下_レ座称唯、同_レ上。若座无_二弼以上官_一者、不_レ得_二輒彈_二五位已上_一。

そもそも用語自体もかなり異なっている。「古記」の文は、「旧彈例」や彈例趣意文であるとは考えがたく、「旧彈例」の前提になった当該期の慣行を踏まえた解釈といふべきであろう。三位以上と四位以下とで大きく二分している点では「旧彈例」に引き継がれる枠組みを有するといえるが、「糺正」の語を用いる点、「座に就き廳に昇り」と表記する点、「追糺」の語が用いられ、彈問に「争」があつた場合の規定を伴う点など異なる点も多く、それ自体として位置

付けるべきものである。

三、互弾関係における大納言の位置

さて、以上のことを踏まえてあらためて「令釈」所引の弾例をみると、「殿上」の語が現われるのがこの新弾例の延暦年間前半⇨長岡宮時代以降のことであり、それ以前の史料では弾の場に関する説明はいたって曖昧であったことが知られる。そして「新弾例」を受けた『弘仁式』ではさらに明快に「堂上」と書き直されている。延喜弾正台式4はこうした変遷を抱え込んだ重層的規定ゆえに、やや読みにくい文章になっていたのである。「古記」や旧弾例に限っていえば、大忠已下が遣わされる「廳」とは何処であるかは明らかではなく、対比される（四位）以下が「台に於いて追って糺正す」（古記）、「台に呼びて弾ず」（令釈）とあり、兵部省の西にあった弾正台曹司に呼びつけることと読むこともできるから、「廳」もまた本来は太政官曹司廳を指していた可能性を否定することはできない。

さて、この新しい追記によって設定された区分は、ことさらに「親王および左右大臣」を特別扱いすべく設けられたものではなく、実際は「大納言以下」の三位以上に対する区分設定による修正であることは、その文章構成から明らかである。では、なぜ大納言の扱いが問題になってきたのであろうか。

こうした目で見ると、大納言の処遇が所々で特記されてくることに気づく。先の「伴説」の「大納言以上は召問する」という理解は諸説のなかできわめて特殊なものであるが、「大納言以下」の誤記だとすれば別の理解も可能となる。延喜弾正台式5では、

凡_レ彈_二大納言以下一_レ者、就_二第一堂座一_レ彈之。太政官廳不_レ得。

とあつて、大納言の相当位階は正三位だから、少なくとも天平年間の「古記」以降は彈正台の忠以下が赴いて彈ずる作法であることは明らかである。にもかかわらず、大納言以下は朝堂の第二堂で彈ずるといふ式文を設定し、わざわざ太政官廳で行わないといふことまで明記している。このことの意味はどこにあるのだろうか。

形式的に見れば、大納言の本座である東第二堂（含章堂）で彈を受けるべしという原則を記したものの、といふことで済ますことはできる。そこには大納言・中納言・參議の座があり、延喜式部省式には、

凡_レ朝堂座者、昌福堂北端太政大臣、次左右大臣・大納言・中納言・參議並西面北上。少納言及左右弁並一列北〔前カ〕向_二東上_一。但勅使座、当_二大臣座一_レ北面。含章堂大納言以下參議以上並一列西面。大納言以下必先就_二含章堂座一_レ。

若大臣不參者、大
中納言當堂聽政大臣就_二昌福堂座一_レ、訖乃大納言先進就_二昌福堂座一_レ。于_レ時大臣喚_二召使一_レ二声。称唯就_レ版而立。大臣命曰、召_二大夫等一_レ。召使称唯、退就_二含章堂版一_レ、北向召_レ之。中納言以下共称唯。進就_二昌福堂座一_レ。…

とあり、大臣が聽政を行う東第一堂（昌福堂）の座に着いたのをうけて、既に含章堂に着座していた大納言が昌福堂の座に移動する。その後、召使により伝えられる大臣の召しをうけて、中納言以下もまた昌福堂の座に移る。大臣不參の場合には、大納言・中納言が含章堂で聽政する。その意味で東第一堂はあくまで大臣固有の聽政の場なのであり、大納言はそこで彈を受けることは許されないといふ意味であろう。とはいえ、この式文が一方を「第二堂の座」と記し、他方を「第一堂」と書かずに「太政官廳」と記している不統一は見逃すわけにはいかない。

職員令2太政官条の集解諸説が詳細に説明しているように、大納言は政務においては左右大臣の職務を代行することができるが、弾正台との互弾関係だけは認められていない。大納言の職掌「掌、参議庶事」に対して「義解」は次のように説明している。

謂、与_二右大臣以上_一、共参_三議天下之庶事_二。若右大臣以上並無者、即大納言得_三專行_二。其兼彈者、雖_二是左右大臣_一尚_レ不得_レ為_三職掌_一。故職掌之末、別起而注。即大納言、雖_二大臣以上並無_一、不得_レ復兼彈_二之。

弾正台との互弾関係は左右大臣固有の権能であり、左右大臣の座が設定されている象徴的空間たる太政官廳において大納言が弾ぜられることはありえないのである。こうした論理が第二堂の規定を設定させる契機となつたのである。「伴説」の「大納言召問」という説明もこうした大納言の位置づけから派生した一つの解釈なのだろう。

法制的な説明はこれら明法家の解釈に尽くされているが、なぜこのような大納言の位置づけが発生したかについてはあらためて考えてみなければならぬ。残された史料から解明することは不可能であるが、それぞれ東西の第二堂に座を占めて向かい合う弾正台と大納言という二つの官職の特殊な関係について、できるかぎり遡及的に考えてみる必要があるだろう。

『日本書紀』天智天皇十年（六七二）正月癸卯条には、

癸卯、……是日、以_二大友皇子_一拜_三太政大臣_二。以_二蘇我赤兄臣_一為_三左大臣_二。以_二中臣金連_一為_三右大臣_二。以_二蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣_一為_三御史大夫_二。御史。蓋今之大納言乎。

とみえる。いわゆる近江令官制とかかわって議論されてきた著名な史料であり、この御史大夫は後の大納言に当たると『日本書紀』編者は説明している。その職掌については史料がほとんど不明であるが⁽⁷⁾、その名称は秦漢の古制から取られ、実質は唐門下省の長官侍中を模したもので、大化前後の大夫制を継承した一面もあり、大納言の前身官司であると説明されてきた⁽⁸⁾。これに対して早川庄八氏は疑問を呈し、唐の御史大夫は百官の非違を糾察する御史台の長官ではあるが、太宗の貞觀元年以後は宰相を兼ねて国政の枢機に参与するようになり、御史台の職掌は次官たる御史中丞に担われるようになったことを重視する⁽⁹⁾。

他方、『続日本紀』天平十四年（七四二）十一月癸卯条には、

十一月癸卯、參議從三位大野朝臣東人薨。飛鳥朝廷糺職大夫直広肆果安之子也。

とみえ、天武朝に「糺職大夫」という官職が存在したことがわかる。この糺職（ただすつかさ）が彈正台の起源であることは古くから指摘されているところであるが⁽¹⁰⁾、先の御史大夫との系譜関係を想定すると興味深いことが見えてくる。

御史大夫の名称が唐の御史台を意識したものであることは明らかだが、同時に『日本書紀』の表記からみると左右大臣に次ぐ国政の中心を占めている。早川氏は、唐の御史台の長官が宰相的性格を兼ねるようになった事実をふまえて、御史大夫を大夫（まえつきみ）の系譜をひく宰相的なものとみなすのだが、唐の御史台自体はなくなったわけではないから、天智朝にわざわざ御史大夫の名称を選んで設定した官職が最初から御史台と何ら関係のない宰相的官職であったと考えるのは如何なものだろうか。武光誠氏のようにその直接の後身を糺職大夫と見ることは慎重である

べきだとしても、天智朝に御史台に関する知識がなかったとは考え難いという主張には賛同したい⁽¹⁾。

他方、令制の大納言は天武天皇九年（六八〇）七月戊戌条などにみえる「納言」と系譜関係を持つことが指摘されている⁽²⁾。令では「庶事に参議」することが職掌とされているが、本来は「義解」が、

謂、納言、王者喉舌之官也。言納_三下言於上_一。宣_三上言於下_一也。

と説明するように奏上宣下を掌るものであった。また「古記」は、

古記云、左伝中帙文、納言、喉舌之官也。聽_三下言_二納_一於上_一。受_三上言_二宣_一於下_一、必以_レ信。正義曰、詩並民詩美仲山甫為_三王之喉舌_一。喉舌者、宣_三出王命_一。如_三王之動_二、咽_一喉口舌_一。故納言為_レ唯喉舌之官也。此官、主_下聽_三下言_二納_一於上_一。故以_三納言_二為_レ名。亦主_下受_三上言_二宣_一於下_一。故言、出_レ朕命、納言不_レ納_一於下_一。朕命有_レ出无_レ入。官名納言、云_下出_三納朕命_二互相見_上也。

と納言の語の由来を丁寧_一に記している。

このような沿革をふまえれば、天智朝の御史大夫は糺弾権限を併せ持つ議政官として太政官を構成していたが、天武朝にその糺弾機能を分離独立させて糺職大夫が設置され、これが弾正台として整備されていくとともに、他方ではその権能を失った御史大夫が新たに納言の職掌を獲得することで太政官の次官に比せられる大納言となっていくと想定することができる。

第二堂に本座がある大納言が第一堂で左右大臣に代わって政を聴くことが許されているにも関わらず、左右大臣の有する弾正台への札弾の権能だけは全く認められないという現象も、こうした仮説を踏まえれば理解可能となるだろう。御史大夫が有していた札弾権限を分離させて生み出された弾正台を弾ずることができるのはその上位にあつた左右大臣のみであり、この関係は左右大臣と大納言以下が一体となつて太政官を構成するようになって以降も残存したのである。逆にいえば、弾正台の分離独立と左右大臣と弾正台との互弾関係設定の契機は、太政官内で日常的に合議を行う上下関係のなかでは公平に維持することが不可能と考えられた点にあるのだろう。

最後に、「争」の問題についてもふれておこう。延喜弾正台式⁸には、

凡三位已上^レ有^レ可^三札弾^二、而其身不^レ在^三朝座^一者、台喚^三家令^一勘問。若家令告^三於本主^一、猶不^三肯答^一、如^レ此之類、遣^下忠已下^一、就^三其家^一对^レ弾^上。若事大者、奏聞。

とある。これは正式の場で弾が行えない場合の手続きで、弾を受ける官人が朝座に不在の場合、まず家令を呼び出して勘問して本主との連絡をさせる。これでも解決しない場合は、忠以下を直接派遣してその家で弾を行うという。「不在」というのは、急用や病気によることもありえようが、消極的な反論・反発の意を込めた行動を意味するのであろう。というのも、職員令58弾正台条の集解「古記」には、

古記云、……。札^三正非違^一者、親王及三位以上者、……。以下、皆於^レ台追札正。……。若弾問有^レ争者、三位以上、追^三家令等^一問定。事猶不^レ明、遣^三大忠以下巡察以上^一問定。

とあり、両者の規定が類似・対応しているからである。一般的な弾の規定に続けて「弾間に争が発生した場合」の規定を設けている。その場で解決しない場合に太政官廳をいつまでも占拠し続けるわけにいかない。この場合も先と同じくまず家令を呼び出すという手続きに移る。そしてなお不明瞭である場合には、やはり大忠以下巡察已上が直接家を訪れて問定する。

この制は弾正台式8とセットであり、正式の場での弾が何らかの理由で行われ得ない事態に対する対応を規定したものと見える。弾の結果に対する不服申し立てのネガティブな現われが「不在」であり、ポジティブな現われが「争」なのである。弾正台の弾にこのような形で反論しうるのは三位以上の特権であった。

四、おわりに

細かい事実の確認と根拠の薄弱な憶測を重ねてきた。当然、糺弾の実態についても考えなければならないが、史料の少ないところでもあり、まずは基礎作業として弾正台と太政官との互弾関係をできるだけ歴史的諸段階として復元することに努めたのである。

以上をふまえた時、「古記」や旧弾例にみえた「官」「太政官廳」という表現が「殿」さらには「堂」と改正される事実を、どう理解すればよいのだろうか。延喜弾正台式6にも、

凡為_レ彈參議已上、差_二忠一人_一令_レ度_二馳道_一。嚴敬徐歩。

とあり、馳道を渡る規定が現われるなど、朝堂院での彈の作法が長岡宮・平安宮段階になって整備されていくことが注目される。弘仁九年（八一八）に朝堂院の諸堂の名称を定めたのと一連の流れである。

当初は互弾関係にある左右大臣に対してのみ朝堂での彈を行なうことが想定されていた。大納言以下については規定がなく、四位以下については彈正台曹司に呼びつけることになっていたのに准じて、便宜的に太政官廳で彈が行なわれる傾向が生まれたのかもしれない。これを修正するために、わざわざ第二堂規定などが追加規定として発生したのである。これらの式文が設定されるまでは太政官廳での彈の慣習が存続していた可能性もある。

注

- (1) 石尾芳久「律令国家の裁判制度」(同『日本古代法の研究』法律文化社、一九五九年)。
- (2) 武光誠「彈正台と御史制度」(同『増訂律令太政官制の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、初出は一九七八年)。
- (3) 虎尾俊哉「例」の研究」(同『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年、初出は一九六二年)。
- (4) 虎尾註(3)論文。
- (5) 川尻秋生「新彈例と大同二年彈例」(同『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八九年)。
- (6) 佐藤全敏「彈正台の彈と京中巡察をめぐって」(『日本歴史』七七二号、二〇一二年)。
- (7) 御史大夫についてはこれ以外に、『続日本紀』慶雲二年七月条、「紀氏系図」、『公卿補任』、『歴運記』に見える。
- (8) 坂本太郎「大化改新の研究」至文堂、一九三八年、井上光貞「律令体制の成立」(同『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年、初出は一九六二年)など。
- (9) 早川庄八「律令太政官制の成立」(同『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出は一九七二年)。
- (10) 佐藤全敏「彈正台と日本律令国家」(『日本史研究』六〇一号、二〇一二年) 参照。
- (11) 武光註(2)論文。
- (12) 早川註(8)論文。

